

[迫り来る法改正／時代変化の荒波－37：転職促進＝生産性向上??]

<序文>平成28年7月22日、大阪労働局が各報道機関向けに行ったプレスリリース。ヘッドラインには「大阪労働局（以下、労働局と略称）と大阪信用金庫（以下、大阪信金と略称）が「働き方改革に掛る包括連携協定」を締結します！！」とあり、続く囲み記事で、『労働局は、（中略）労働者の処遇改善――などの働き方改革の諸課題に取り組むため、融資等を通じて地域の中小企業等と密接に関っている大阪信金と連携・協力して、中小企業などにおける働き方改革、労働生産性向上に向けた取組が進むための後押しを行っていきます。』とする広報宣伝文を披露、囲み枠の右斜め上には、街中でも注意喚起の場面によく使われるギザギザマークを配し、その中に「**金融機関との連携は全国初！**」の文字まで挿入する程の、力の入れ様が窺えるものでした。

今や話題の、監督官庁の代名詞ともいえる「労働局」が、そのお堅いイメージとは凡そ不釣り合いな、このような情報発信をするというのは、余り見かけない手法だったからなのか、この記事に接した当初から釈然としない思いがあり、他方でまた、それとは別の違和感もシコリの様に残っておりました。とは申せ、第一印象に振り回されてしまうと、往々にして事の本質を見誤る恐れもある為、一旦距離を置き、今回改めて、客観的にこの出来事を眺めてみる事にしましたが、その結果見えてきたのが、以下の様な構図でした。

近頃、政策当局が頻繁に用いる働き方改革、労働生産性向上という二つのキーワードは密接な因果関係にあるもの、若しくはそのような前提で使われているものと見て間違いのないと思われませんが、これが金融機関との連携となると、俄かに腑に落ちるものではありません。ジャンルが違いすぎて、この記事（一種の宣言文）だけでは何処に連結器があるのか見当がつかないのです。

そこで、この囲み記事に付随していた「期待される効果」という小さな文字の添え書きに、改めて注目してみると、そこには「両者の連携により、助成金制度その他の国の施策・方針を理解した大阪**信金の職員が、その知見を活かして有効なアドバイスを中小企業に行える――**」「**(労働局の方も) 信金支店が広報・啓発の拠点として使える――**」という文言が盛り込まれていることが判りました。これはつまり、前者については、事業性判断の担い手として銀行の外回り（得意先係）の知見＝目利き力＝を想定していた金融庁の見解その物であり、後者については、人手不足で監督行政の一部を民間に委託する案すら出ている厚労省側の、お家の事情が反映した代物に他ならず、一見画期的に見える金・労提携も、金融行政と労働行政のご都合主義的**相乗り政策＝体裁を整えた折衷策＝**に過ぎないのではないかと、という結論が導き出されて来てしまうのです。

本文では、上記金・労提携を始めとする最近の各制度改革の動きから垣間見える、政策当局の目論見とその論拠にメスを入れ、検証してみようと思います。